

令和3年度6月補正予算（追号分）の概要

【補正規模】

(単位：百万円)

- ・ 現計予算額 895,050 (①)
- ・ 6月補正予算額（冒頭提案分） 10,063 (②)
- ・ **6月補正予算額（追加提案分） 9,387 (③)**

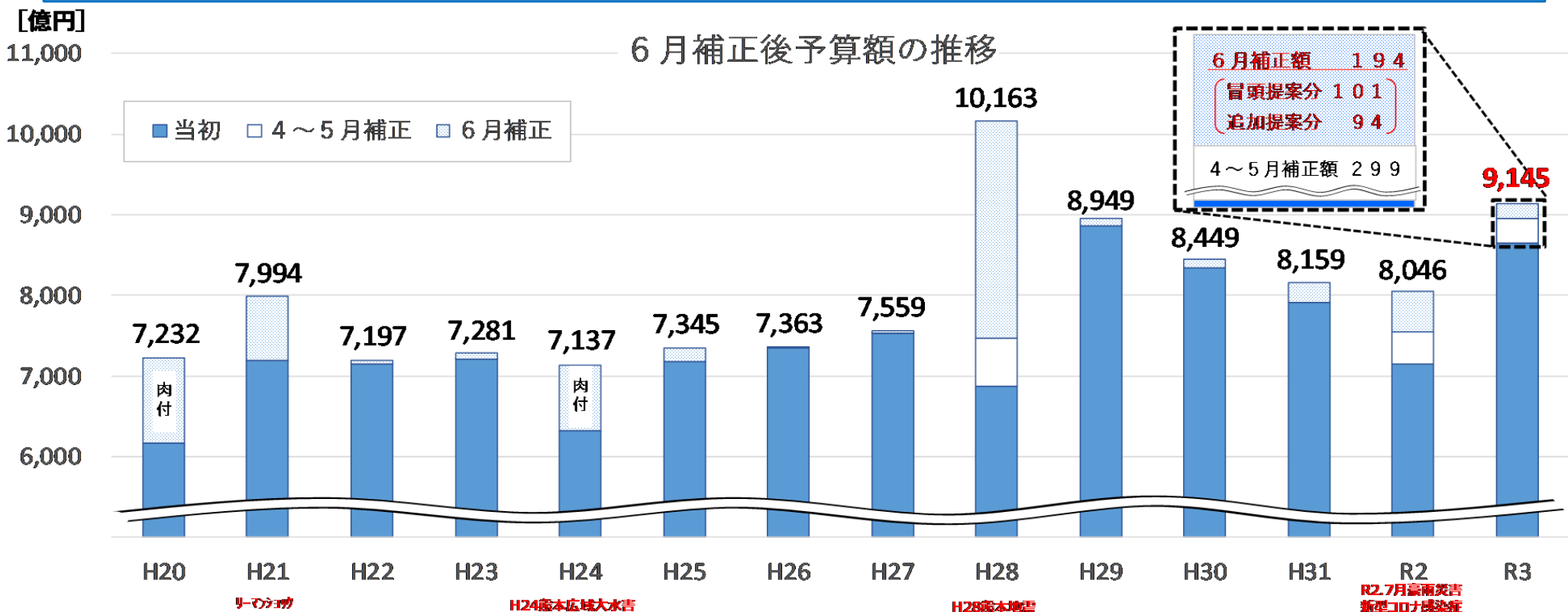
6月補正後予算額(①+②+③) **914,500**

(③の財源内訳) 国庫支出金 8,631(※) 諸収入 756 (調整中)

※国庫支出金の内訳

地方創生臨時交付金	3,307
緊急包括支援交付金	3,312
生活福祉資金貸付費等補助	1,933
感染症セーフティネット強化交付金	79

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある



参考：新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害への対応に係る予算化の状況

I 新型コロナウイルス感染症への対応

累計予算額 3,041億円

令和元年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源※1
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和3年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源※1
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
6月補正	6,714	280
6月補正(追号)	9,387	-
計	127,684	2,008

R元～3年度累計 (単位:百万円)

累計	304,102	4,295
----	---------	-------

令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源※1
4月補正(4/21臨時会)	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1(8/4臨時会)	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

II 令和2年7月豪雨災害への対応

累計予算額 1,849億円

令和2年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源※1
7月補正2(7/21専決)	29,050	6,775
8月補正1(8/4臨時会)	8,682	22
8月補正2(8/21専決)	91,741	1,177
9月補正	3,000	3,000
10月補正(10/28専決)	799	169
11月補正	12,037	281
2月補正	▲ 859	▲ 1,111
計	144,450	10,314

令和3年度 (単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源※1
当初予算	39,338	4,226
6月補正	1,127	3
計	40,465	4,229

R2～3年度累計 (単位:百万円)

累計	184,916	14,543
----	---------	--------

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

- 新型コロナワクチンの住民接種加速化に向けた体制強化を図るとともに、県民生活・県経済への影響の最小化に向けた取組みのための補正予算を編成

I 感染症の拡大防止

① 新型コロナワクチン接種体制の充実 27億44百万円（－）

高齢者向け接種の7月末の完了に向け、診療所ごとの接種回数の底上げと接種施設数の増加に向けた取組みにより、個別接種の実施を促進

② 県民広域接種センターの運営 9億61百万円（－）

一般向け接種の早期完了に向け、県が運営する県民広域接種センターを開設し、平日夜間や土日に効率よく集団接種ができる環境を整備

II 県民生活・県経済への影響の最小化

① 個人向け緊急小口資金等の貸付原資の増額 19億33百万円（－）

特例貸付の申請受付期間が令和3年8月末まで延長されたことを受け、貸付を行う県社会福祉協議会において必要となる貸付原資を増額

② 生活困窮者に対する自立支援金の給付 79百万円（－）

貸付限度額に達し、特例貸付を利用できない困窮世帯等に対して、就労による自立等につなげるため、月最大10万円の自立支援金を3カ月間給付

③ 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援 36億70百万円（－）

営業時間短縮要請の期間延長（熊本市のみ）に伴う、協力事業者への売上規模に応じた協力金の支給

I - ① 新型コロナワクチン接種体制の充実

拡

【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額27億44百万円 (-)
新型コロナワクチン接種体制支援事業
〔健康危機管理課〕

- 高齢者向け接種の7月末の完了に向け、国から示された「個別接種促進のための新たな財政支援策」を活用し、診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取組みにより、接種回数の増加を図る

<現状・課題>

目標：高齢者接種の
7月末までの完了



各医療機関での接種回数や
接種施設数の増加が必要



接種を実施する医療機関
の協力が必要



<目的・概要>

事業内容：ワクチン個別接種（高齢者向け）の促進

- 事業費：27億44百万円
- 負担割合：国10/10 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（厚生労働省）
- 事業主体：県
- 事業期間：令和3年度

<イメージ図>

ワクチン個別接種促進事業



① 「診療所」における接種回数の底上げ

- ・週100回以上の接種を7月末までに4週間以上
→ +2,000円/回を交付
- ・週150回以上の接種を7月末までに4週間以上
→ +3,000円/回を交付



② 接種施設数の増加（診療所・病院共通）

- 医療機関が50回以上/日のまとまった規模の接種を行った場合
→ 10万円/日（定額）を交付
（①とは重複しない）



③ 「病院」における接種体制の強化

特別な体制を組んで、50回以上/日の接種を週1日以上7月末までに4週間以上行う場合、②に加えて追加交付

- ・医師 1人1時間当たり 7,550円
- ・看護師等 1人1時間当たり 2,760円



I-② 県民広域接種センターの運営

【新型コロナウイルス感染症への対応】

新

予算額9億61百万円（-）

新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業
〔健康危機管理課〕

- 一般向けのワクチン接種について、早期の完了に向け接種の加速化が必要
- 8月以降、県が運営する県民広域接種センター（月～金夜間・土日）を設置し、効率よく集団接種ができる環境を整備

<現状・課題>

一般向け接種の開始
早期の接種完了を目指す



ワクチン接種の
加速化が必要



効率よく集団接種が
できる環境が必要



<目的・概要>

事業内容：県による県民広域接種センターの運営

- 事業費：9億61百万円
 - 負担割合：国10/10
 - ①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（厚生労働省）
 - ②新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金（厚生労働省）
 - 事業主体：県
 - 事業期間：令和3年度
- ※②は、県が国民健康保険団体連合会へ接種実績に応じて請求し、最終的には国が負担するため、財源は諸収入として計上

<イメージ図>

県民広域接種センターの運営

- ・県内全域の一般接種対象者を対象とした県民広域接種センターを設置
- ・仕事などで平日の日中に接種が受けられない方を対象に夜間、休日に開設
- ・目的：県民の利便性向上・住民接種の加速化
- ・対象者：一般住民（メインターゲット：熊本都市圏在住者）
- ・時期：8月～11月（予定）
- ・日時：月～金 夜間3時間程度
土日 日中6時間程度
- ・接種能力：月～金 500～1,000人程度/日
土日 1,000～2,000人程度/日
期間合計 70,000人程度（最大）
- ・ワクチン：モデルナ製を使用
- ・会場：グランメッセ熊本



Ⅱ-① 個人向け緊急小口資金等の貸付原資の増額

【新型コロナウイルス感染症への対応】

拡

予算額19億33百万円 (-)

生活福祉資金貸付事業 [社会福祉課]

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を理由に一時的な資金が必要な方に対し、県社会福祉協議会が緊急の貸付を実施中
- 申請受付期間が令和3年8月末まで延長されたことを受け、事業実施に必要な貸付原資を増額

貸付原資の増額: **19億33百万円 (合計139億93百万円)**

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(厚生労働省)

<緊急小口資金>

申請実績: 約28.1億円(15,857件)[5月末現在]

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	
貸付上限	・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合	20万円以内
	・その他の場合	10万円以内
償還期限	2年以内	
貸付利子	無利子	
償還免除	令和3年度又は令和4年度の 住民税非課税 を確認し、 一括免除 を行う ※確認の対象は、借受人及び世帯主	

<総合支援資金(生活支援費)>

申請実績: 約77.4億円(14,553件)[5月末現在]

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	
貸付上限	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内	貸付期間: 原則3か月以内
償還期限	10年以内	
貸付利子	無利子	
償還免除	初回貸付分は令和3年度又は令和4年度、延長貸付分は令和5年度、再貸付分は令和6年度の 住民税非課税 を確認し、 各々一括免除 を行う ※確認の対象は、借受人及び世帯主	

◆ 申込み・受付 : 市町村社会福祉協議会

II-② 生活困窮者に対する自立支援金の給付

新

【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額79百万円(-)

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
[社会福祉課]

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限が延長された一方、貸付限度額に達している等により、特例貸付を利用できない生活困窮世帯が存在
- こうした世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、月最大10万円の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を3カ月間給付（最大30万円）

<現状>

【熊本県内における特例貸付の申請状況】

(R3.5月末時点)

	申請件数	申請金額
緊急小口資金	15,857件	28.1億円
総合支援資金	14,553件	77.4億円

うち再貸付に係る申請件数 2,604件

⇒自立支援金の申請期限である8月末までに貸付が完了し、貸付限度額に達する状況

福祉事務所設置自治体が
支援金を直接給付

<目的・概要>

○事業内容：総合支援資金の再貸付を終了した世帯等であって、以下の要件を満たす世帯に対し月最大10万円の自立支援金を3カ月間給付（※生活保護受給中の世帯を除く）

支給額（月額）：単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

申請期間：7月から8月末まで

- ◆収入要件：①市町村民税均等割非課税額の1 / 1.2 + ②住宅扶助基準額
(本県の目安：単身世帯11.1万円/月、2人世帯15.5万円/月、3人世帯18.3万円/月)
- ◆資産要件：預貯金が①の6倍以下（ただし100万円を超えないこと）
- ◆求職活動：以下のいずれかの要件を満たすこと
等要件 ・公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

○事業費：78,500千円（国費10/10） 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（厚生労働省）

○積算基礎：支援金（県分）75,000千円 + 事務費3,500千円 = 78,500千円

<イメージ図>

県

自立支援金（町村分）

県内14市

自立支援金（市分）

生活困窮
世帯

生活困窮者の
自立を支援

Ⅱ-③ 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

拡

予算額36億70百万円（一）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、熊本市全域の酒類を提供する飲食店等に対して、営業時間短縮を6月14日(月)から6月30日(水)まで要請
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり2.5万円～20万円の協力金を支給

<要請の概要>

- 1 内容：
営業時間を午後9時までに短縮すること
(酒類オーダーストップは午後8時30分まで)
- 2 対象者：
酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を午後9時以降も営業する者
(キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店等)
- 3 区域：熊本市全域(約4,400店)
- 4 期間：**6月14日(月)～6月30日(水)(17日間)**

<協力金>

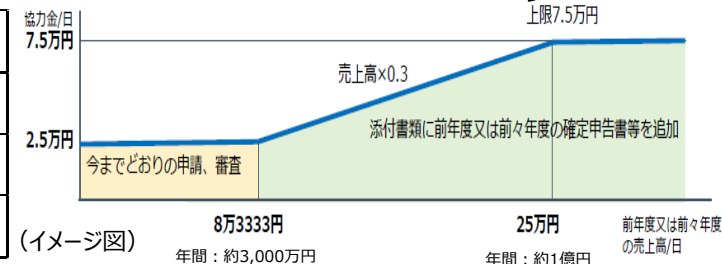
- 1 コールセンター：096-333-2828
・平日 → 午前9時～午後5時
・土日・祝日 → 休み
- 2 申請期間(予定)：7月1日(木)～8月31日(火)
※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<協力金算定方法>

・中小企業等(売上高方式)

※ 1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された6月の売上高÷30日

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円



・大企業(売上高減少方式) ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

※ 1日あたりの売上高減少額

(前年度又は前々年度の6月14日～6月30日の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 17日

<申請方法> 電子申請(紙申請も併用)

※時短要請期間の延長に伴い増額補正

(4月28日専決分15億4百万円、5月5日専決分3億54百万円、5月14日議決分50億32百万円、5月20日専決分110億56百万円(うち大規模集客施設分21億61百万円) 合計216億16百万円)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市と連携して事業を実施(協力金負担割合：国8/10、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市1/10 ※調整中)